

平成 24 年 12 月 19 日

浪江町 産業・賠償対策課 御中

東京電力株式会社
福島補償相談センター



浪江町住民説明会（H24. 11. 14 柏崎会場）における
質問事項に対するご回答について

このたびの福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所における事故により、被害をうけられた浪江町の皆さまはもとより、広く社会の皆さまにご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、心より深くお詫び申し上げます。

過日開催されました浪江町住民説明会でのご質問につきまして、以下のとおりご回答させていただきます。何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【ご質問事項】

富山県から福島県への移動交通費の賠償額が 5,000 円なのは納得ができない。車での移動費用の基準を示して欲しい。

【ご回答】

自家用車での避難・帰宅費用のご出費につきましては、1・2 回目のご請求および 3・4 回目の従来版でご請求いただく場合、県内のご移動であれば片道 1 回あたり 5,000 円、県外であれば各都道府県単位で移動距離に応じた金額をお支払いさせていただいております。例えば、富山県から福島県への自家用車でのご移動であれば、片道 1 回あたり 18,000 円となります。

なお、3・4 回目のご請求につきましては、請求書記入負担の軽減とお支払いの迅速化を目的として、上記の請求方式に加え、簡易請求方式も導入しご選択いただけるようになっております。簡易請求方式では、簡便なご記入を前提としているため、前回ご提出頂いた請求金額に基づいたご請求か、片道 1 回あたり 5,000 円×回数でのご請求のいずれかをご選択いただいております。

ご質問者さまに対しては、ご質問内容の詳細を確認し、上記をご説明させていただきました。

以上